

令和4年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

# 目 次

## 1. 法令等

- (1) 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します  
(令和3年6月9日 国土交通省) ..... 1
- (2) 事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します  
(令和3年9月30日 国土交通省) ..... 7
- (3) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！  
(令和3年10月1日 国土交通省) ..... 12
- (4) 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について  
(令和3年10月15日 国土交通省) ..... 19
- (5) 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について  
(令和3年10月15日 国土交通省) ..... 20
- (6) 引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！  
(令和3年12月10日 国土交通省) ..... 21
- (7) リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します  
(令和4年1月7日 国土交通省) ..... 23
- (8) 大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！  
(令和4年2月18日 国土交通省) ..... 28
- (9) 「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う関係政令の整備 及び経過措置に関する政令 」を閣議決定  
(令和4年5月17日 国土交通省) ..... 34
- (10) 道路運送車両法施行規則等の改正について  
(令和4年5月20日 国土交通省) ..... 35
- (11) 自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します  
(令和4年5月25日 国土交通省) ..... 41

## 2. 通達等

- (1) 「封印取り付け委託要領」の一部改正について  
(令和3年7月29日 国自情第96号の2) ..... 42
- (2) 常駐規制の緩和に伴う「封印取り付け委託要領」の一部改正について  
(令和3年7月29日 国自情第99号の2) ..... 52
- (3) 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)の一部改正について  
(令和3年9月1日 国自整第124号の3) ..... 54
- (4) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施等について  
(令和3年9月30日 国自安第88号の2、国自旅第250号の2、

国自貨第 57 号の 2、国自整第 152 号の 2)	66
<b>(5) 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について</b>	
(令和 3 年 10 月 12 日 国自整第 169 号)	82
<b>(6) 自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について (協力依頼)</b>	
(令和 3 年 12 月 10 日 国自情第 242 号の 2、国自整第 221 号の 2)	84
<b>(7) 「封印取付け委託要領」の一部改正について</b>	
(令和 3 年 12 月 10 日 国自情第 245 号の 2)	90
<b>(8) 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について</b>	
(令和 3 年 12 月 10 日 国自情第 246 号の 2)	120
<b>(9) 指定自動車整備事業における「自動車 O S S による変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて</b>	
(令和 3 年 12 月 23 日 国自整第 227 号の 2)	134
<b>(10) 自動車 O S S による変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について</b>	
(令和 3 年 12 月 23 日 事務連絡)	137
<b>(11) 自動車整備事業の整備作業時における確実な作業等の徹底について</b>	
(令和 4 年 3 月 25 日 国自整第 304 号)	138
<b>(12) 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて (平成 7 年 1 1 月 2 1 日自技第 2 4 0 号) の一部改正について</b>	
(令和 4 年 3 月 28 日 国自整第 301 号の 3)	140
<b>(13) 「「自動車の用途等の区分について (依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改正について</b>	
(令和 4 年 3 月)	149
<b>(14) 「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について</b>	
(令和 4 年 3 月 31 日 国自技環第 199 号の 4)	158
<b>(15) 「自動車の回送運行許可事務処理要領について」の一部改正について</b>	
(令和 4 年 3 月 31 日 国自情第 341 号)	189

### 3. その他

<b>(1) 地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ</b>	
(令和 3 年 12 月 23 日 事務連絡)	212
<b>(2) 未認証行為は、法律違反です！！</b>	
(国土交通省)	214
<b>(3) 「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検に関するよくある質問 (OBD 点検に関する Q&amp;A) について</b>	
(国土交通省)	215
<b>(4) 技術情報管理に係る手数料改正 (自動車機構に納付する 4 0 0 円) に関する Q&amp;A について</b>	
(国土交通省)	222

<b>(5) 4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！</b>	
（令和4年3月18日 国土交通省） .....	226
<b>(6) 特定整備認証の計画的な申請について</b>	
（国土交通省） .....	227
<b>(7) 重要なお知らせ！！タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ</b>	
（国土交通省） .....	229



## 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

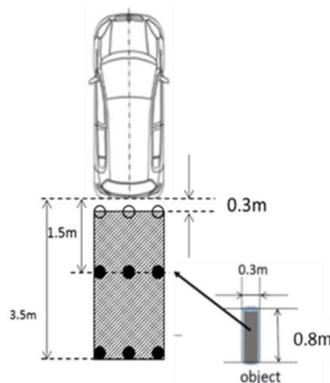
自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- (1) 車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。
- (2) ハイブリッド自動車を含む電気自動車に対する電気安全対策を強化するため、①冠水走行等の水に対する暴露試験や、②電気システムに異常が発生した場合に運転者に対して警告する要件等を追加する。



装置に求められる確認範囲  
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例  
(日産セレナ)

### 2. 公布・施行

公布：令和3年6月9日

施行：令和3年6月9日

ただし、1. (1)に係る部分は令和3年6月10日とする。

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、野崎

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 182 回会合において、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第 158 号）」が新たに採択された。

また、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」、「四輪自動車の感電防止装置に係る協定規則（第 100 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動車（二輪自動車等を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において自動車の直後の状況を確認できる後退時車両直後確認装置を備えなければならないこととする。
- ② 乗用車等の座席の、衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験を導入し、及び静的試験の要件を強化する。
- ③ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く。）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加し、前面及び側面衝突試験時の要件を強化する。
- ④ 車載式燃料・電力消費等測定装置を搭載し、ライフタイム・瞬時ににおける燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しができればならないこととする。

### (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、後退時車両直後確認装置の基準に適合することを証する書面を加える。

### (3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 158 号に基づき認定された後退時車両直後確認装置を追加する。
- ③ 協定規則第 17 号等が改訂されたため、規則番号について変更を行う。

#### **(4) 共通構造部型式指定規則の一部改正**

協定規則第 0 号が改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

#### **(5) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正**

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、後退時車両直後確認装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

#### **(6) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正**

(1)①の改正について令和 4 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

#### **(7) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

### **3. スケジュール（予定）**

公 布：令和 3 年 6 月 9 日

施 行：令和 3 年 6 月 9 日

ただし、2. (1)①、(3)①②、(4)及び(5)に係る部分は令和 3 年 6 月 10 日とする。

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和3年(2021年)6月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和3年(2021年)6月現在、装置ごとに160の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub>:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和3年(2021年)6月現在、乗用車の制動装置、警音器等の94の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和3年6月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シールドビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノンロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテル
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトイランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置		
46	後写鏡	103	交換用触媒		
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材		
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

## 事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します ～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）に係る国連規則を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

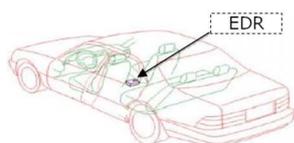
自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「事故情報計測・記録装置に係る国連規則（第160号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

なお、1.（1）及び（2）に関する国連規則策定においては、自動車局、交通安全環境研究所及び自動車基準認証国際化研究センターが、それら規則策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導してきたところです。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR）を備えなければならないこととする。



<EDR の設置個所と本体>

<EDR の作動イメージ>

- (2) 乗用車等には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

### 2. 公布・施行

公布：令和3年9月30日

施行：令和3年9月30日

#### 問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：小出、片野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 183 回会合において、「事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 160 号）」が新たに採択された。また、「乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 152 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

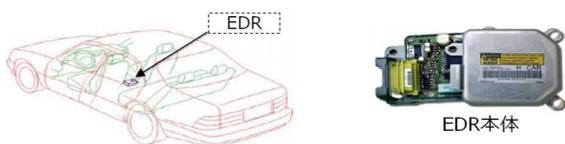
## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないこととする。

#### 【EDRの設置個所と本体】



#### 【EDRの作動イメージ】



#### 【記録内容】

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
①速度変化量	0～0.25
②車両表示速度	-5.0～0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	-5.0～0
④シートベルト着用有無	-1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	-5.0～0

#### 【適用日】

新型車※ : 令和 4 年 7 月 1 日

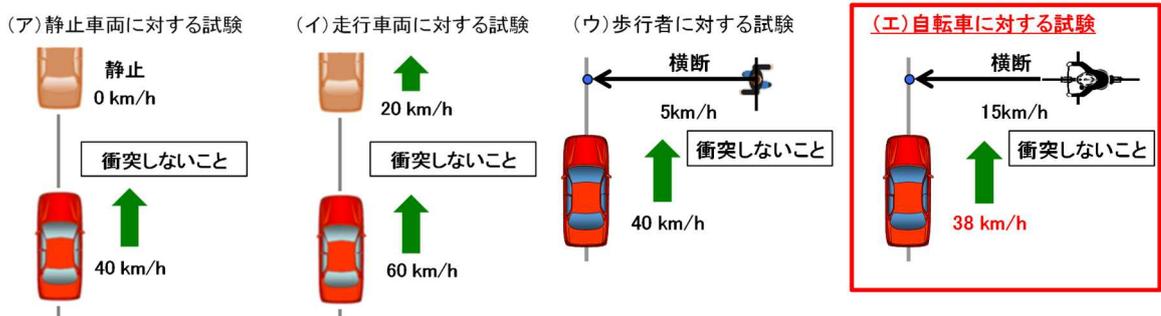
継続生産車 : 令和 8 年 7 月 1 日

※⑤については令和 6 年 7 月 1 日

(異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示  
改正が必要)

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】（今回（エ）を追加）



【適用日】 新型車：令和 6 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 1 日

- ③ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象に、車両総重量 3.5 t 超えのトラック及びトレーラ並びに乗車定員 10 人以上のバスを追加する。

【適用日】 新型車：令和 5 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 7 年 7 月 1 日

## (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、事故情報計測・記録装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

## (3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故情報計測・記録装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 160 号に基づき認定された事故情報計測・記録装置を追加する。
- ③ 協定規則第 141 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

## (4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、事故情報計測・記録装置の型式等について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

## (5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

## 3. スケジュール

公 布：令和 3 年 9 月 30 日

施 行：令和 3 年 9 月 30 日

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和3年(2021年)9月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和3年(2021年)9月現在、装置ごとに165の協定規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub>:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和3年(2021年)9月現在、乗用車の制動装置、警音器等の99の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和3年9月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シールドビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノンロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテール
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトイランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

令和3年10月1日  
自動車局整備課

## 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

～ 大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します ～

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、冬用タイヤ交換時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

### 1. 「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施

平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」における車輪脱落事故防止対策として、大型車の車輪脱落防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめました。この緊急対策の確実な実施を図るため、本日より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います。

【実施期間】令和3年10月1日～令和4年2月28日

#### 【主な実施項目】

- 各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの確認
- 運送事業者、タイヤ販売業者、自動車整備事業者等の関係者に向けて、啓発チラシ（別紙1）を活用し確実な作業実施を依頼
- 自動車運送事業者による「大型車のホイール・ナットの緩みの総点検」を実施
- ホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検において、ホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施するよう啓発



街頭検査の様様（令和2年度）

### 2. 令和2年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況（詳細は、別紙2参照）

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

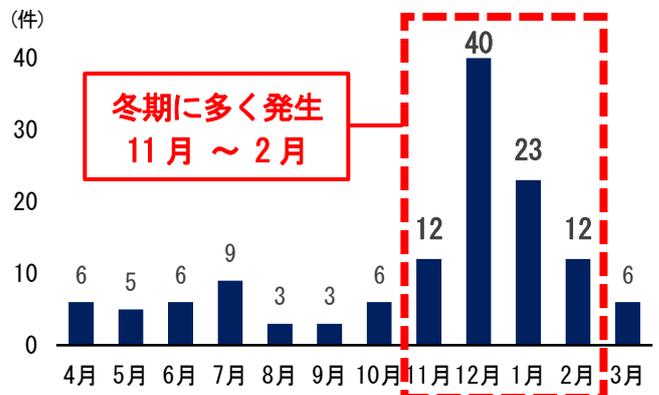
- 発生件数は131件（対前年度比19件増加）
- 冬期（11月～2月）に多く発生
- 特に東北地域で多く発生
- 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

<添付資料>

別紙1 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙2 令和2年度 大型車の車輪脱落事故発生状況

令和2年度 車輪脱落事故発生状況（月別）



<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、宮坂、渡部

代表：03-5253-8111（内線：42412）、FAX：03-5253-1639

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

# 夏 冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr.  
整備くん

# お

## とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ  
唯一かつ最善な手段です。

# ち

## ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの  
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

錆びたボルト・ナット



給脂



# な

(ナット)

## ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



規定の  
締めトルク

- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



右ねじの「R」表示

# い

## ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/  
インジケーターの正しい使用  
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い  
左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

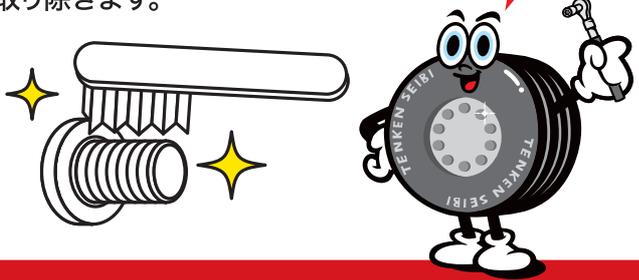


ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

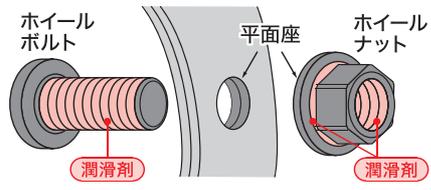
ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面 (ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の注意点だよ!

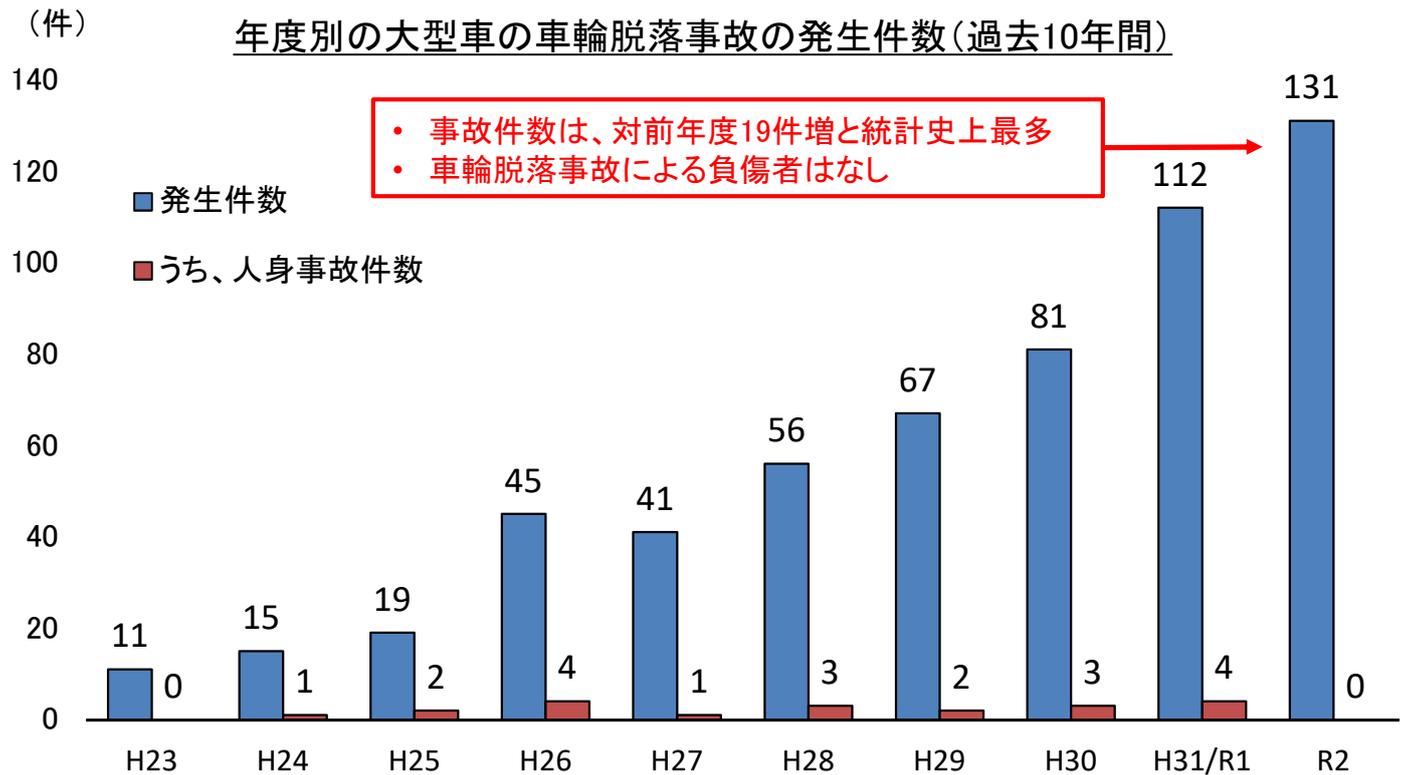


## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

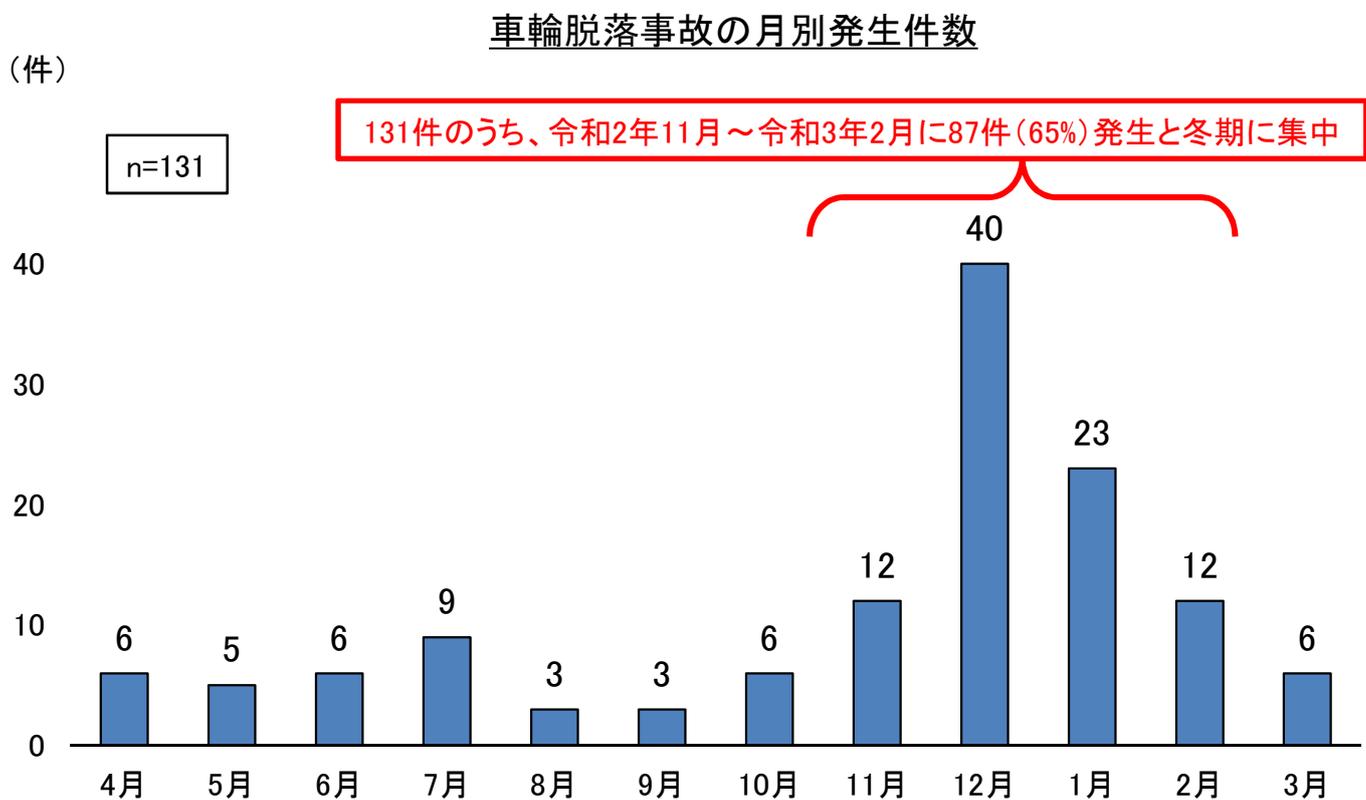
ISO方式(8穴、10穴)			
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

# 車輪脱落事故発生状況（令和2年度）【別紙2】



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故 (年度)

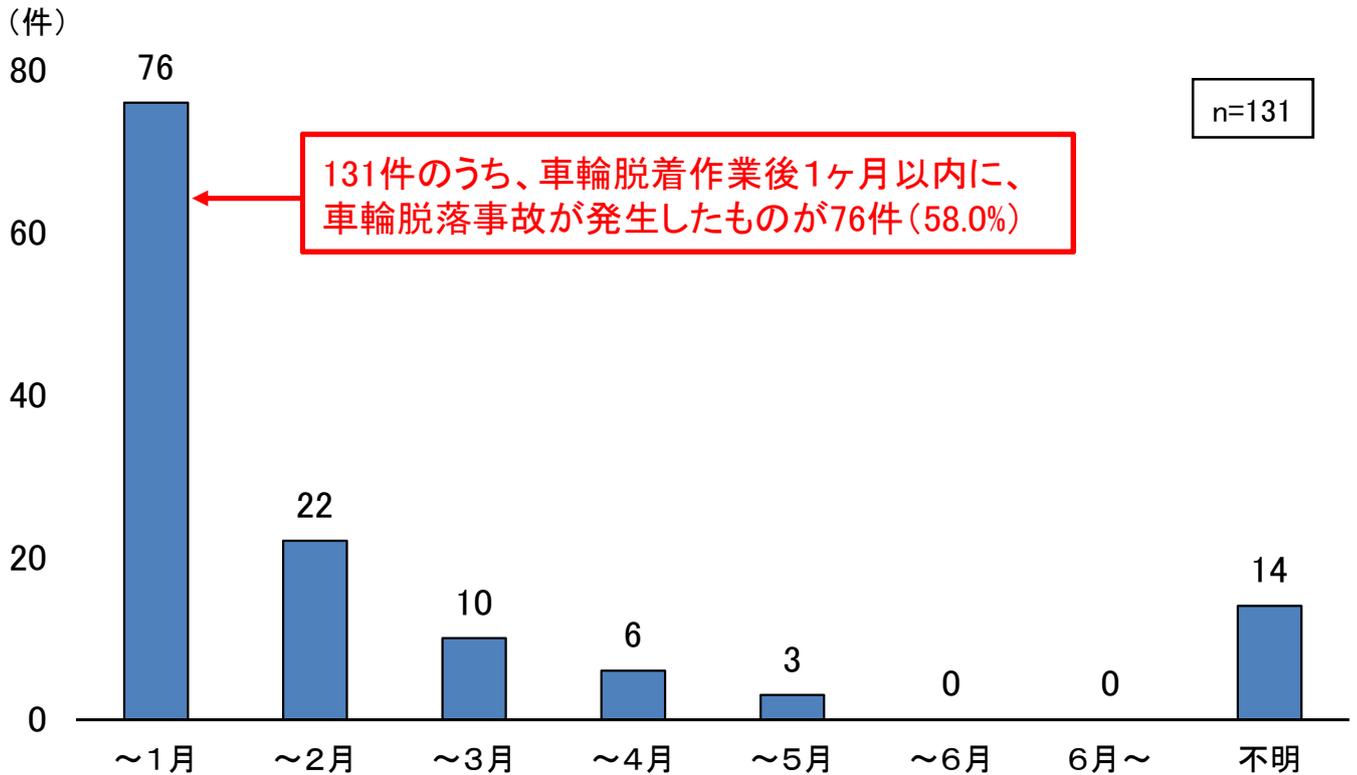
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

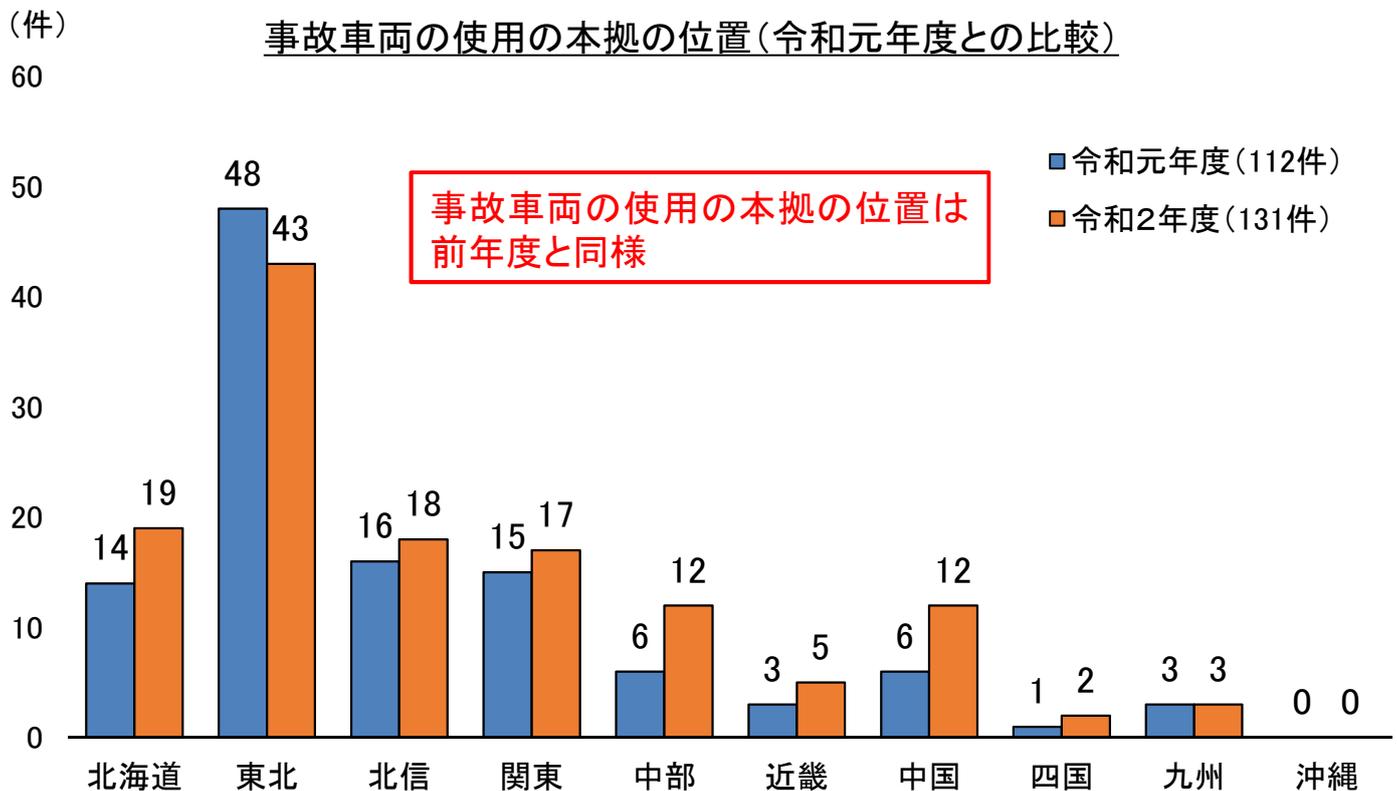
# 車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

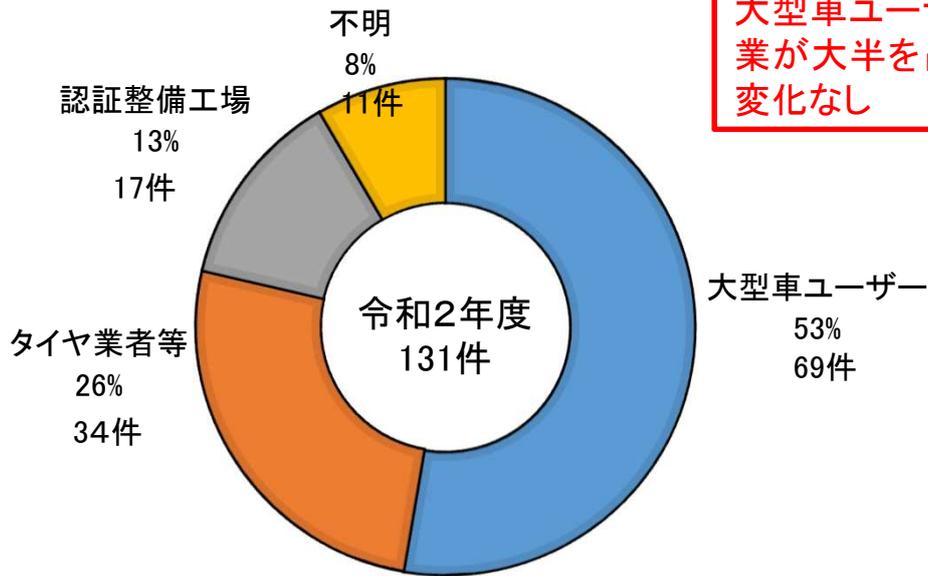
事故車両の使用の本拠の位置（令和元年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

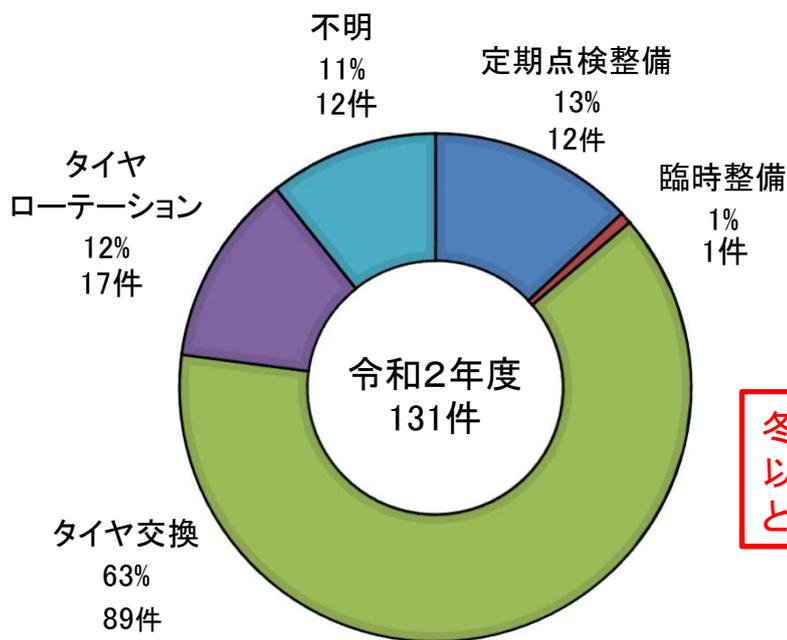
## タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## タイヤ脱着作業内容別



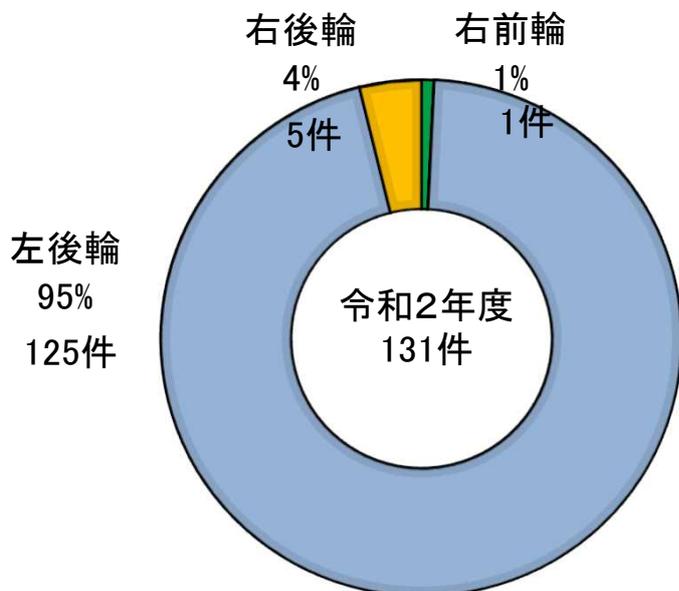
冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

- ▶ **タイヤ交換**
  - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
  - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- ▶ **タイヤローテーション**
  - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

# 車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

## 事故発生車両の車輪脱落箇所



左後輪の集中は、前年度と傾向に変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
  - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
  - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
  - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

# 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

## 1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始<sup>(※)</sup>することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととします。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

## 2. 改正概要（省令）

### (1) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第2条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起る可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第12条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第2及び第3号様式関係】

### (2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）の一部改正

- ・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第13条関係】

### (3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号）の一部改正

- ・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第7条、第8条及び第4号様式関係】

### (4) 経過措置

- ①令和5年4月1日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。
- ②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

## 3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：令和6年10月1日（ただし、2.（4）については令和5年4月1日）

# 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

## 1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始<sup>(※)</sup>することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

## 2. 改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

（検査用スキャンツールの概要）

- ・自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

## 3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：公布日



令和3年12月10日  
自動車局自動車情報課

## 引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！

～来年（令和4年）1月4日より運用を開始します！～

国土交通省では、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとし、来年1月4日から運用を開始することといたします。

### 1. 特例措置の内容

#### ① 特例の対象となる手続き

引越に伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（OSS）により行う手続きが対象となります。

※所有者と使用者が不同一の場合など一部の場合は本特例の対象外となります。

#### ② 新旧車検証の郵送による交換

所有者は、OSSで変更登録を申請した後、15日以内に引越先の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送していただくと、運輸支局等から変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）を郵送にて交付します。

※旧車検証（写し）を送付いただいた場合は、新車検証受取り後、旧車検証（原本）を速やかに運輸支局等宛に郵送してください。

#### ③ 新たなナンバープレートの交付等

所有者は、次回車検までに（車検時でも可）、管轄の運輸支局等の窓口提出していただくと、新車検証の備考欄から旧登録番号の記載を削除した車検証と登録事項等通知書を交付します。

これらを自動車登録番号標交付代行者の窓口提出していただくと、新しいナンバープレートが交付されます。その際、旧ナンバープレートは返納いただきます。

### 2. 本特例措置の運用開始日

令和4年1月4日（火）

#### ※注意事項

- ・ 次回車検時までに新しいナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反に問われる場合があります。
- ・ 車検証（原本）の携帯がなければ運転することはできませんので、旧車検証郵送の際にはご注意ください。

#### 【参考】自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス（OSS）について

- ・ 申請ポータルサイト URL : <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>
- ・ ヘルプデスク 電話 : 050-5540-2000（年末年始を除く平日で、8:30～17:00）

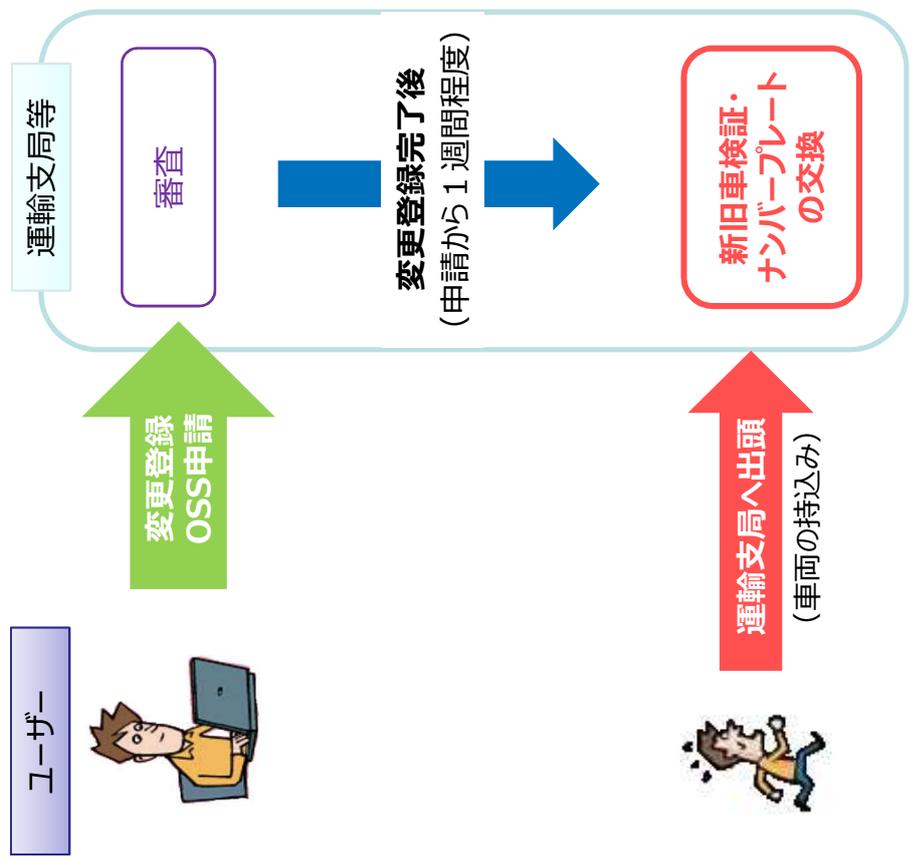
#### 【お問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 山浦、福室、本山  
（代表）03-5253-8111（内線42114、42118）  
（直通）03-5253-8588

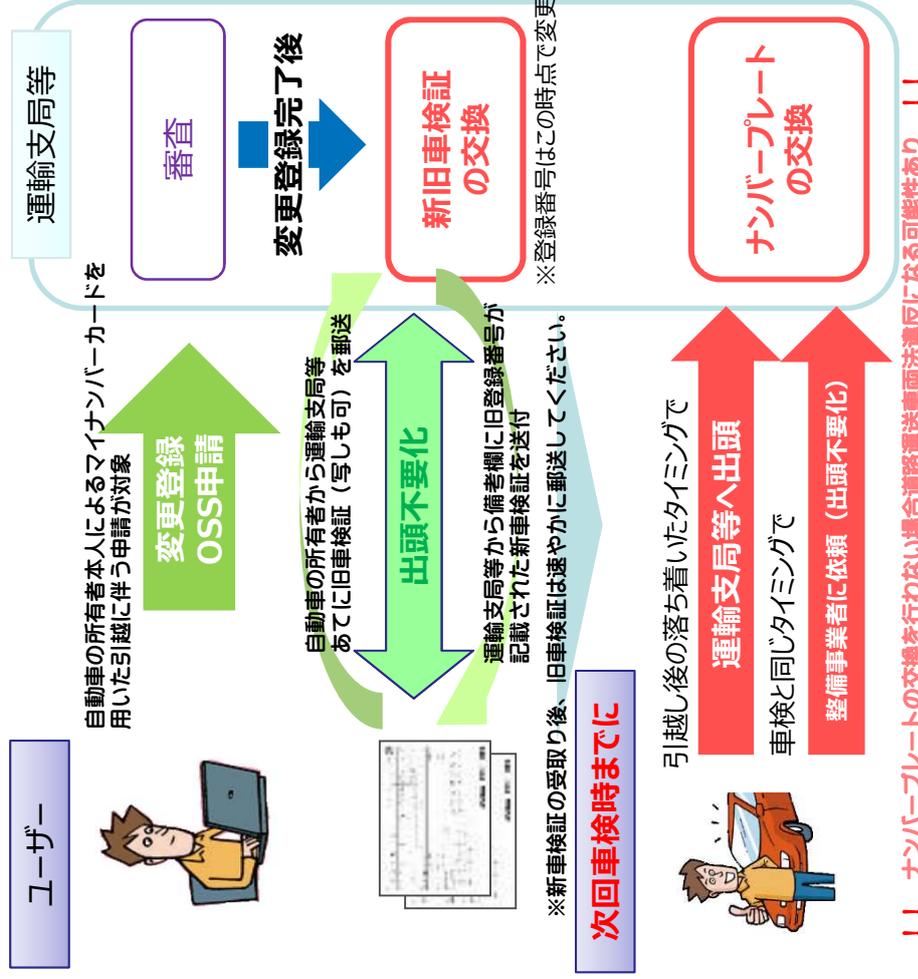
○ 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越時の個人による変更登録OSS申請の場合に、変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設。**

○ **令和4年1月4日から運用開始（特例を受けるかどうかは選択制）。**

## < 通常 >



## < 特例 >



**リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します**  
～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

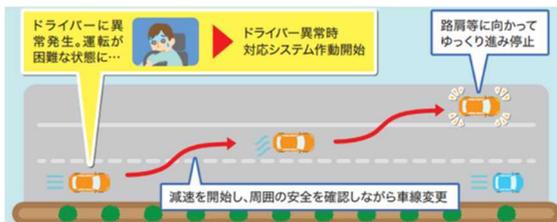
リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)に関する国連規則を国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、リスク軽減機能の性能要件を追加する国連規則の改正が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された国連規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。この国連規則は、我が国が平成28年に世界で初めてこのような機能について要件化したガイドラインをベースに策定されています。

**1. 主な改正項目** (詳細は別紙参照)

- (1) 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車(二輪自動車及び特殊な自動車を除く。)について、国連規則第79号の要件を適用する。



## &lt;作動例【要件例】&gt;

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s<sup>2</sup>以下】  
～～車線変更機能付き～～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

## &lt;リスク軽減機能の作動イメージ&gt;

- (2) 重量車の燃費試験法として、より走行実態に即した燃費値を測定するため、新たに JH25 モード法を定める。

**2. 公布・施行**

公布 : 令和 4 年 1 月 7 日

施行 : 令和 4 年 1 月 7 日

## 問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 【1. (1) 関係】山村、辰野

【1. (2) 関係】谷倉、大江

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)、FAX 03-5253-1640

# 装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「国連規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP29」という。）第184回会合において、「かじ取装置に係る国連規則（第79号）」、「水素燃料自動車の安全基準に係る国連規則（第134号）」等の改訂が採択された。

これらの状況等を踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 装置型式指定規則の一部改正

国連規則第79号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

### (2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車（※1）について、国連規則第79号の要件を適用する。

#### 【作動イメージ・要件例】



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4m/s<sup>2</sup>以下】  
～車線変更機能付き～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

#### 【バス車両の追加要件】

- ・リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
- ・作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。

運転者用非常停止ボタン



乗客用非常停止ボタンと警報イメージ



#### 【適用日】

- 新型車 : 令和5年9月1日  
継続生産車 : 令和7年9月1日

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする重量車（※2）には、事故時の消防・救急活動等の際に、当該車を識別する目的として、国連規則第134号に規定されたラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないこととする。

【適用日】 新型車 : 令和4年9月1日 継続生産車 : 令和6年9月1日

- ③ 重量車（※2）の燃費試験法として、新たにJH25モード法（※3）を定める。

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

※2 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超える自動車に限る。

※3 より走行実態に即した燃費値を測定するため、従来の燃費試験法から以下の点を変更する。

(1) エンジン試験時の測定点数（トルクと回転数に応じた燃費の測定条件）の追加

(2) 空気抵抗、転がり抵抗の実測値の反映

(3) 走行実態に応じた都市間走行比率、積載・乗車比率の見直し

**(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正**

(2)①の改正について令和 5 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

**(4) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

**3. スケジュール**

公 布：令和 4 年 1 月 7 日

施 行：令和 4 年 1 月 7 日

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

令和4年(2022年)1月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「国連規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和4年(2022年)1月現在、装置ごとに165の国連規則(基準)が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E<sub>43</sub>:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和4年(2022年)1月現在、乗用車の制動装置、警音器等の99の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和4年1月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シートビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノンロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテル
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトタイムランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシートビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

採用済

令和4年2月18日  
自動車局整備課**大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！**

～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～

「自動車の点検及び整備に関する手引き」に、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの点検・整備方法について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、適切な点検・整備がなされていない事案が散見されています。

大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。

なお、事故防止対策をさらに進めるため、検討会を設置し、事故要因のさらなる調査・分析等を行います。

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。

国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査においてホイール・ナットの緩みの確認を行う等、各種事故防止対策に取り組んでいるところです。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として発生しており、令和2年度は131件、令和3年度は令和4年1月末までに107件(速報値)(令和2年度は同月末までに113件)の報告を受けています。

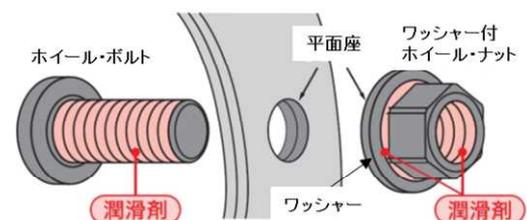
「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、これらの点検・整備が適切に行われていない事案が散見されています。

円滑に回らないホイール・ナットを使用してタイヤを取り付けると、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。

このため、大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で、ナットとワッシャーの間を含めて適切に潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。



車輪脱落事故を起こした車両の  
ワッシャー付ホイール・ナット



潤滑剤の塗布箇所

また、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、今般「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、ホイール・ナットに係る要因を含め、車輪脱落事故の要因のさらなる調査・分析等を行います。

- 別紙 1 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備
- 別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ
- 別紙 3 第 1 回大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

**【問い合わせ先】**

国土交通省自動車局整備課 藤墳、宮坂  
03-5253-8111（内線 42412,42413）

# 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備

別紙1

(ホイール・ナットにワッシャーが付いている場合(ISO方式)を例として図示)

車輪脱落事故を起こした車両の  
ワッシャー付ホイール・ナット

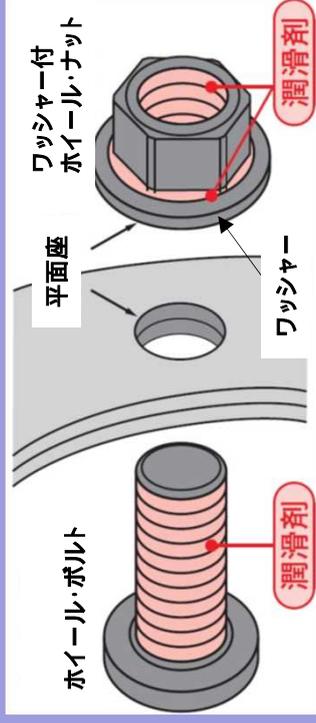


潤滑剤が塗布されていない。  
(特に、ナットとワッシャーの間)  
ワッシャーがスムーズに回転しない。

## 適切な点検・整備

ホイール・ボルト、ナットを清掃の上、  
必ず潤滑剤を塗って下さい。

の作業を行っても、ワッシャーがス  
ムーズに回転しない場合には、交換し  
て下さい。 潤滑剤の塗布箇所



**注意：ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を  
忘れずに塗布して下さい。**

ホイール・ボルト、ナットが適切に清掃されていないか、潤滑剤が塗布されていないと  
ナットを締めても、十分な締付力が得られず、ナットが緩む原因となります。

そのほか、大型車のタイヤ取付時に気を付けるべき点は、「大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ」をご確認下さい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

# 夏 冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr.  
整備くん

# お

## とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ  
唯一かつ最善な手段です。

# ち

## ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの  
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

錆びたボルト・ナット



給脂



# な

(ナット)

## ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



# い

## ちにち一回、緩みの点検!

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い  
左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケータ装着による点検がより効果的です。



ホイールナットの緩み点検/  
インジケータの正しい使用  
方法などがご覧いただけます



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

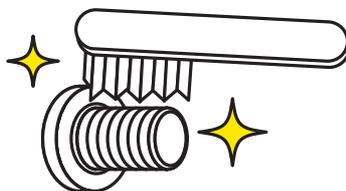
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面 (ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



## 第 1 回 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

- **構成員(案)** : 伊藤 紳一郎 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所  
 山口 泉 一般財団法人日本自動車研究所 自動走行研究部  
 次長  
 関根 明年 一般社団法人日本自動車工業会 大型車車輪脱落事故  
 防止分科会 分科会長  
 荻原 正吾 公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部  
 調査役  
 田中 宏 公益社団法人日本バス協会 技術安全部長  
 志村 祐二 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長  
 柳川 学 全国タイヤ商工協同組合連合会 所属員  
 久野 信一 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 タイヤ検査・  
 事故防止部会 部会長  
 清水 勝巳 一般社団法人日本自動車機械器具工業会工具分科会員

(敬称略・順不同)

- **事務局** : 国土交通省 自動車局 整備課
- **検討内容** : 大型車の車輪脱落事故の調査、分析  
 大型車のタイヤ交換作業等の実態調査  
 海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査  
 大型車の車輪脱落防止対策の検討
- **日時** : 令和 4 年 2 月 2 4 日 (木) 1 0 時
- **開催方式** : WEB 会議方式
- **取材等** : 会議は非公開ですが、冒頭のみ WEB 傍聴が可能です。傍聴人数に限りがあるため、各社 1 名に限定させていただくとともに、傍聴人数が上限に達した場合は先着順とします。WEB 視聴を希望される方は、2 月 2 2 日 (火) 1 2 時まで以下の送付先にメールにて名刺のスクリーンデータを添付してご連絡ください。期日までにご連絡頂いた方に WEB 会議の URL を送付致します。

(送付先) hqt-g\_tpb\_seb3@gxb.mlit.go.jp

令和4年5月17日  
自動車局  
自動車情報課・整備課

## 「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を閣議決定

令和元年5月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び当該施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）が公布され、自動車検査証を電子化することや、自動車検査証に有効期間等を記録する事務等について国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託すること等ができることとなりました（以下「記録等事務委託制度」という。）。これに伴い、改正法の施行期日等を定める等の関係政令の整備を行います。

### 2. 概要

#### （1）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

記録等事務委託制度の準備行為に係る施行期日は、令和4年5月23日とし、自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度に係る施行期日は、令和5年1月1日とします。

#### （2）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

##### ①道路運送車両法施行令

記録等事務委託制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任します。

##### ②自動車登録令

自動車検査証の電子化に伴い、現行、自動車登録検査情報処理システムからの出力方法に、「電磁的方法」を加えます。

##### ③その他

改正法における用語の見直しに伴い、関係政令について所要の改正を行います。

##### ④経過措置

軽自動車における自動車検査証の電子化等に係る経過措置の期限を、令和5年12月31日とします。

### 3. スケジュール

公布：令和4年5月20日（金）

施行：令和4年5月23日（月）（記録等事務委託制度の準備行為関係）

令和5年1月1日（日）（自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係）

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林、 03-5253-8111（内線 42114）

令和4年5月20日  
自動車局  
自動車情報課・整備課

## 道路運送車両法施行規則等の改正について

### ～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～

電子化された自動車検査証(以下「電子車検証」という。)の券面記載事項やICタグの記録事項、記録等事務の委託手続等を定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が本日公布されました。

#### 1 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号。以下「改正法」という。)により、令和5年1月から自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務(以下「特定記録等事務」という。)及び自動車検査証の変更記録に関する事務(以下「特定変更記録事務」という。)を国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託する制度(以下「記録等事務委託制度」という。)が創設されました。改正法の施行に伴い、電子車検証の記載事項等や記録等事務の委託手続等を定めました。【別紙1】

#### 2 概要

##### (1) 電子車検証の記載事項等【別紙2～4】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。ICタグの記録情報の書き換えのみの場合(継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。)、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

※ 自動車検査証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、自動車検査証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

##### (2) 記録等事務の委託手続等【別紙5】

特定記録等事務等の委託を受けようとする者は、申請書等を運輸支局長等に提出すること、記録等事務代行者の要件、運輸支局長等から自動車検査証への記録等に必要事項の通知、通知を受けた記録等事務代行者が講じる措置等を規定しています。

#### 3 スケジュール

公布：令和4年5月20日(金)

施行：令和4年5月23日(月)(記録等事務の委託申請受付開始)

令和5年1月1日(日)(自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係)

#### 【問い合わせ先】

- 自動車検査証の記載事項及び特定記録等事務(継続検査)の委託について  
国土交通省自動車局整備課 姉川、野村 03-5253-8111(内線 42424)
- 特定変更記録事務(変更登録)の委託について  
国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林 03-5253-8111(内線 42114)

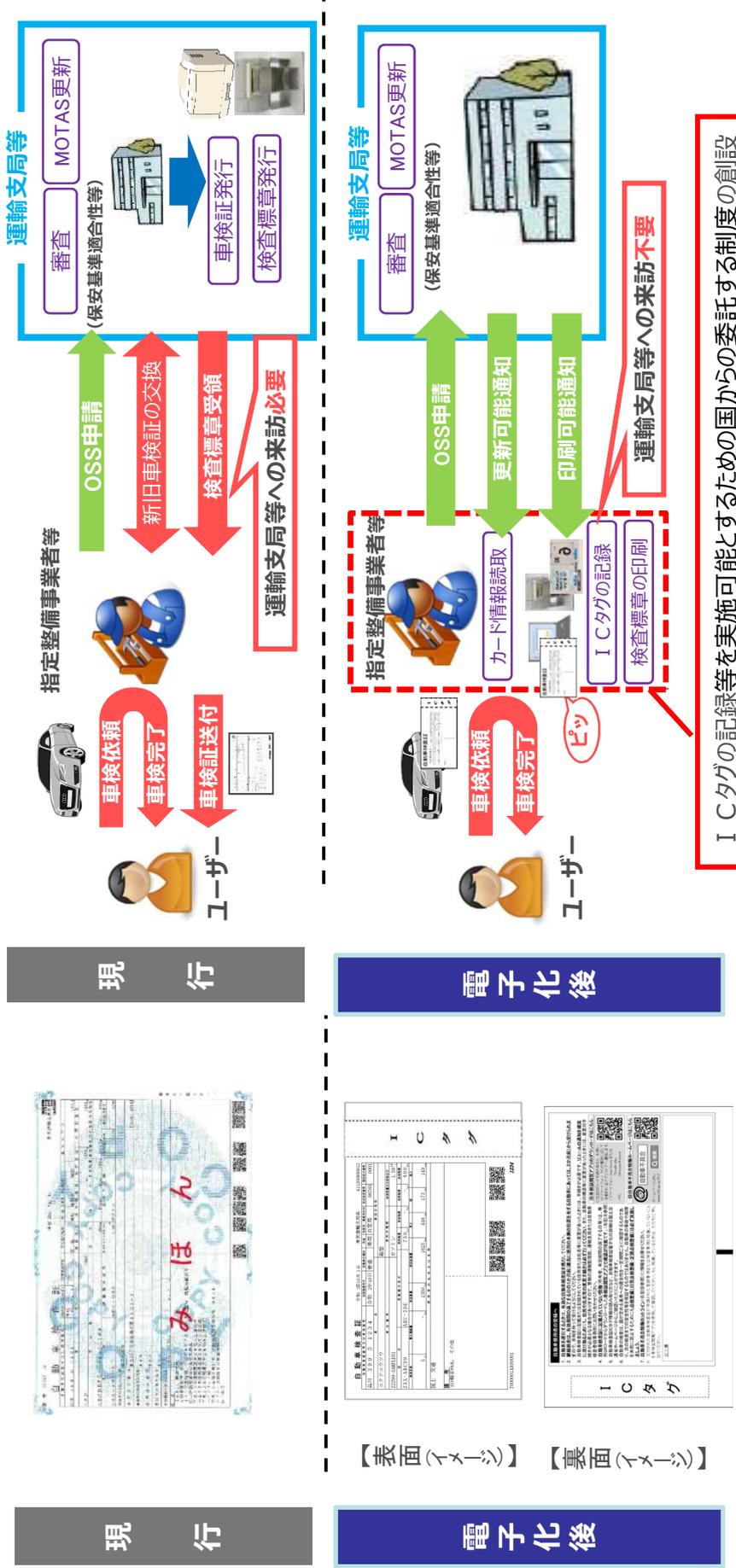
# 【別紙1】電子車検証・記録等事務委託制度

○ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。

○ これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

## 1. 自動車検査証のICカード化

## 2. ICタグの記録等事務の委託



I C タグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設



<券面記載事項>

- 自動車登録番号／車両番号 ● 車台番号 ● 交付年月日 ● 使用者の氏名又は名称
- 車名・型式 ● 型式 ● 自動車の種類 ● 長さ／幅／高さ
- 車体の形状 ● 原動機の型式 ● 燃料の種類 ● 総排気量又は定格出力
- 家用・事業用の別 ● 用途 ● 乗車定員／最大積載量 ● 車両重量／車両総重量
- 軸重（前前・前後・後前・後後） ● 初度登録年月／初度検査年月 ● 車両識別符号（車両ID） ※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- 牽引重量又は第五輪荷重 ● 被牽引自動車である旨 ● 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限）
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨 ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨 ● タンク自動車の積載物品名
- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨 ● タンク自動車の積載物品名
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨 ● 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量 ● 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨
- 牽引自動車である旨 ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

<券面非表示事項（ICタグのみ）>

- 自動車検査証の有効期間 ● 所有者の氏名・住所 ● 使用者の住所 ● 使用の本拠の位置

備考欄情報

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式 ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容 ● 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式 ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

# 【別紙4】車検証閲覧アプリの概要

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

## 車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

## サービスの概要

### 自動車ユーザー

○ 車検証閲覧アプリをインストール



### 車検証閲覧アプリの機能

- ・ 車検証情報の閲覧
- ・ 車検証情報ファイルの出力
- ・ リコール情報等の確認 ……



### 電子車検証



① 「車検証閲覧アプリ」の提供

② 車検証有効期間更新時期の通知

！通知！

あなたのお車「品川300お1234」  
の車検の有効期間が  
近づいています。  
(有効期間\*\*年\*\*月\*\*日)

### 国土交通省



## 【別紙5】記録等事務の委託手続

### 1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）)
(2)申請方式	電子申請（OSS申請）	（窓口申請は対象外）

### 2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先： 運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）

#### (2) 委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザープリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク）、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダー・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

#### (3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

令和4年5月25日  
自動車局整備課

**自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します**  
～自動車整備士技能検定規則の一部改正について～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します。

1. 改正概要

(1) 資格体系の改正

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)	➔	一級自動車整備士 (総合) (※)
	一級小型自動車整備士 (※)		一級自動車整備士 (二輪)
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	➔	二級自動車整備士 (総合) (※)
	二級ジーゼル自動車整備士		二級自動車整備士 (二輪)
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	➔	三級自動車整備士 (総合)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		三級自動車整備士 (二輪)
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	➔	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士		自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体整備士		自動車車体・電子制御装置整備士 (※)

(2) その他の改正

- ① 一級の自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。
- ② 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業した者と同様に、受験に必要な実務経験年数を短縮する。
- ③ その他、関係する規定について、所要の改正を行う。

2. スケジュール

公 布：令和4年5月25日

施 行：令和4年5月25日（（2）②）

※施行日以降に実施する試験について、適用する

令和9年1月1日（（2）②以外）

※新たな自動車整備士技能検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する

（最短で令和9年3月（一級の試験は令和10年3月））

【問い合わせ先】

自動車局整備課 高久、佐藤、明石 （代表）:03-5253-8111（内線 42414、42415）